



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

2020年経営革新新春セミナーのお知らせ

令和2年1月23日(木)に恒例となりました新春セミナーを開催いたします。今回は、(株)アイキューブ取締役・塾長の宮澤一治様をお招きし、「いずみ塾の育て方」というテーマで、会社の変遷や取り組み、社員教育、教育サービス業における“ひとの育て方”についてご講演いただきます。ご多忙とは存じますが、多くの方のご参加をお待ちしております。

日時：令和2年1月23日(木) 15:00~17:30(予定) ※終了後懇親会

会場：茅野市民館2F コンサートホール

世界の年末年始

今年も瞬間に年末がやってきました。日本の伝統的な師走の過ごし方といえば、大掃除をして年賀状を作り、おせち料理を準備して門松やしめ縄で玄関を飾り、厄払いや長寿を願う意味で年越しそばを食べる、などではないかと思いますが、世界ではどのような過ごし方をするのか少し調べてみました。

まず有名なのは**アメリカ**。NYタイムズスクエアで新年を祝う盛大なイベントの映像はよくTVで見かけますね。多くの方は元日にフットボールの観戦をするそうです。そして**スペイン**ではマドリードのプエルタ・デル・ソルという広場にある大時計の鐘の音に合わせて1粒ずつ葡萄を食べ、0時の12秒前から12粒の葡萄を食べきれたら願いが叶うという風習があるそうです。**ドイツ**では『1人でディナーを』という英国の寸劇が日本の紅白歌合戦の様に毎年年末に放送されるのだとか。

また、北欧**エストニア**では“豊富な食料を確保できるように”という願いを込め、ラッキーナンバーの7・9・12の回数分1日に食事をし、それによってその人は次の年にその数の人数分パワーを持つことができると言われているそうです。**イタリア**の大晦日は夜11時過ぎにコテキーノ・コン・レンティッケというレンズ豆とソーセージの煮込み料理を食べる習慣があり、沢山食べられたら金運と繁栄を授けられるとされているそう。他にも**デンマーク**では大晦日、玄関先にお皿やカップなどを投げつける習慣があり、食器の数が多いほど交友関係が豊富で、食器を投げられた家には幸運が訪れるとされているそうです。

こうしてみるとどの国でも、厄を祓い、新たな1年を幸せに過ごせるようにと祈りをこめた風習があり、私たちの願いや思いは世界共通なのだなあと感じます。皆さんは新たな一年にどのような願いを祈りますか？

年末年始休業のご案内

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
誠に勝手ではございますが、下記の期間を年末年始休業とさせていただきます。

令和2年12月28日(土)～令和2年1月5日(日)

※令和2年1月6日(月)より通常どおりの営業となります。

認知症って？④

「ひょっとして認知症かな？」

気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。

※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

認知症は単なるもの忘れとは違います。認知症にも早期治療で症状を和らげることができるものがあります。きちんと診断して、適切な対応をすることが非常に大切です。



自分でできる認知症の気づきチェックリスト

最もあてはまるところに○をつけてください

チェック①

財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか

まったく ない	1点	ときどき ある	2点
頻繁に ある	3点	いつも そうだ	4点

チェック②

5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか

まったく ない	1点	ときどき ある	2点
頻繁に ある	3点	いつも そうだ	4点

チェック③

周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあると言われますか

まったく ない	1点	ときどき ある	2点
頻繁に ある	3点	いつも そうだ	4点

チェック④

今日が何月何日かわからないときがありますか

まったく ない	1点	ときどき ある	2点
頻繁に ある	3点	いつも そうだ	4点

チェック⑤

言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか

まったく ない	1点	ときどき ある	2点
頻繁に ある	3点	いつも そうだ	4点

チェック⑥

貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか

問題なく できる	1点	だいたい できる	2点
あまり できない	3点	できない	4点

チェック⑦

一人で買い物に行けますか

問題なく できる	1点	だいたい できる	2点
あまり できない	3点	できない	4点

チェック⑧

バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか

問題なく できる	1点	だいたい できる	2点
あまり できない	3点	できない	4点

チェック⑨

自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか

問題なく できる	1点	だいたい できる	2点
あまり できない	3点	できない	4点

チェック⑩

電話番号を調べて、電話をかけることができますか

問題なく できる	1点	だいたい できる	2点
あまり できない	3点	できない	4点

チェックしたら、①から⑩の合計を計算

合計点 点

20点以上の場合は、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。お近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう。

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。認知症の診断には医療機関での受診が必要です。

出典／東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課「知って安心認知症（平成29年9月発行）」

(斉藤直人)

税金・会計 Q&A

消費税の軽減税率Q&A

1. 当社は、清涼飲料の自動販売機を設置しており、飲料メーカーから販売数量等に応じて計算された販売手数料を受領しています。この販売手数料は、軽減税率の適用対象となりますか？

このような販売手数料は、自動販売機の設置等に係る対価として支払いを受けるものであるため、その対価の額が販売数量等に応じて計算されるものであったとしても、飲食料品の売上げ（又は仕入れ）に係る対価の返還等には該当せず、「役務の提供」の対価に該当することから、軽減税率の適用対象となりません。



2. 社員食堂で 提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか？

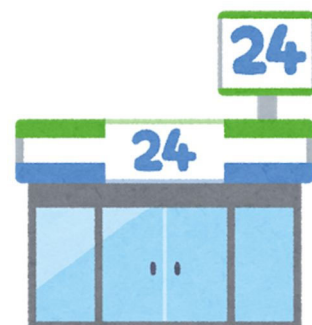
軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。会社内や事業所内に設けられた社員食堂で提供する食事も、その食堂において、社員や職員に、飲食料品を飲食させる役務の提供を行うものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

3. 店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、弁当等の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか？

イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアにおいて、例えば、トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合などは、店内のイートインスペースで飲食させる「食事の提供」であり、軽減税率の適用対象となりません。

ところで、コンビニエンスストアでは、ご質問のようなホットスナックや弁当のように持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱っており、このような商品について、店内で飲食させるか否かにかかわらず、持ち帰りの際に利用している容器等に入れて販売することがあります。このような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかか意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

なお、その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストアの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするものではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。



4. 飲食店で、顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰らせるサービスを行っている場合、この持ち帰り分については、軽減税率の適用対象となりますか？

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」となるのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において判定することとされています。したがって、質問のような、その場で飲食するために提供されたものは、その時点で「食の提供」に該当し、その後持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

(橋本健治)

年末調整 令和2年分扶養控除等申告書

今回の年末調整において、令和2年分の扶養控除等申告書を作成することになります。令和2年分より合計所得金額要件が改正されましたので、扶養親族等の該当可否には注意が必要です。

■令和2年分からの所得税改正点

・基礎控除の引き上げ

基礎控除は全ての納税者に一律で適用される所得控除で、38万円から48万円に引き上げられます。

・給与所得控除の引き下げ

給与所得控除とは給与所得者に認められるみなし経費のようなものになります。

上記基礎控除改正の一方で、給与所得控除額は一律10万円引き下げられます。

■令和2年分の所得税に適用される各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

令和2年分の扶養控除等申告書に記載する扶養親族等の判定は、同申告書提出日の現況により見積もった令和2年分の合計所得金額に基づき、改正後の合計所得金額要件により行います。(所得税委員会)

職員コラム ～今年を振り返って～ 宮坂 澄子



早いもので、今年も残すところあと1か月となりました。年末恒例の流行語大賞も発表され、この1年間で振り返った方も多いのではないのでしょうか。「令和」平成から令和という元号になりました。「計画運休」災害の多い1年でした。「免許返納」高齢者の事故が相次ぎました。

「ONE TEAM」「ジャッカル」ラグビーワールドカップで日本中盛り上がりました。

先日我が家のりんごの収穫をしました。台風の影響はありませんでしたが、天候の影響であまり出来のよいりんごではありませんでしたが、災害で収穫できなかった地域の方のことを思うと収穫できたことに感謝しています。

免許を取得した息子と、免許の返納を考える父。家族で考えさせられました。運転することをまだあきらめられない父ですが、性能のよい車が出てきている昨今、返納する方がよいのかどうか悩むところです。

私はサッカーやバスケットを応援してきましたが、実は高校生の頃はラグビー一部のマネージャーに憧れていたほどラグビーファンでしたので、今年はラグビーワールドカップをTVで熱心に観戦し、スクラムの時は身体中に力が入り試合後は私自身がぐったりしてしまった程大いに楽しみました。

今年もいろいろな事があった1年でした。しかし年初に立てた“息子たちと家族旅行がしたい”という目標がまだ達成できていません。残りあと1ヶ月ですが、やり残さないように計画したいと思います。

